

議案第 2 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の
通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に
する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成26年 6月18日

沖縄県教育委員会

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

を

沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

馬天小学校 分教室	南城市佐敷字津波 古	知的障害	小学部		6年	
--------------	---------------	------	-----	--	----	--

に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区に関する規則（平成22年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

学区名	特別支援学校名	区 域	
島尻学区	島尻特別支援学校 (知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	西原町、那霸市（那霸市立寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）	幼稚部にあっては、浦添市及び那霸市（那霸市立神原、那霸、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）を加える。

	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行なう幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部並びに生徒に対する教育を行なう中学部及び高等部に限る。)	南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	
--	--	--	--

を
「

学区名	特別支援学校名	区域	
島尻学区	島尻特別支援学校 (知的障害である幼児に対する教育を行なう幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部並びに生徒に対する教育を行なう中学部及び高等部に限る。)	西原町、那覇市(那覇市立寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。)、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町(八重瀬町立東風平中学校区域に限る。)、豊見城市(豊見城市立長嶺中学校区域に限る。)	幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)を加える。 馬天小学校分教室(知的障害である児童に対する教育を行なう小学部に限る)にあっては、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)
	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行なう幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部並びに生徒に対する教育を行なう中学部及び高等部に限る。)	南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	

に改める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

「県立特別支援学校編成整備計画（平成24年3月策定）」において、共生社会の実現に向けた障害のある子と障害のない子との交流、共同学習の推進、障害のある子の身近な地域での就学等のため、施策1として「小中学校への分校・分教室の設置」を進めることとしている。

同施策について、平成25年度から関係機関と調整を進め、平成26年3月26日に市町村立小学校への県立特別支援学校分教室設置に向けて、南城市と合意書を取り交わした。

(参考1) 南城市の小学校における県立特別支援学校分教室設置目的
 ①インクルーシブ教育システムの構築に向けて「地域の子どもは地域で育てる」ことを具現化する
 ②遠距離通学している児童生徒の通学時間の短縮を図る

(参考2) 南城市との合意事項

平成27年度に南城市立の小学校に県立特別支援学校小学部分教室を設置することに向けて取組みを進めること

合意書に基づき南城市と協議を行い、分教室母体校を県立島尻特別支援学校とし、また、分教室設置校を南城市立馬天小学校とすることとし、分教室名称を「県立島尻特別支援学校馬天小学校分教室」とすることで合意に至った。

馬天小学校分教室を設置するため、「沖縄県立特別支援学校管理規則」を改正する必要がある。また、併せて馬天小学校分教室の通学区域を定めるため「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 「沖縄県立特別支援学校管理規則」の別表（第3条関係）に、馬天小学校分教室の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限を追加する。
- (2) 「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」別表第1（第2条関係）に、馬天小学校分教室の学校名、区域を追加する。
- (3) この規則は、平成26年7月1日から施行する。（附則）
※児童の受入れ開始は、平成27年4月1日予定

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号） 第73条

5 関係各課等との調整状況

南城市と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 県立特別支援学校編成整備計画（抄）



沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年教育委員会規則第8号）						
新		日				
沖縄県立特別支援学校管理規則 (名称、位置、修業年限等)						沖縄県立特別支援学校管理規則 (名称、位置、修業年限等)
第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。						第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)	名称	位置	障害の種類	部	修業年限
沖縄県立 島尻特別支援 学校	八重瀬町 字友寄	知的障害	幼稚部	1年、2年、 3年	学科	学年
		肢体不自由	幼稚部	6年	科	修業年限
			小学部	3年	部	部
			中学部	3年	中学部	6年
馬天小学 校分教室	南城市佐 々木	高等部	普通科	3年	高等部	3年
				6年		普通科



『県立特別支援学校編成整備計画（抄）』

施策1：小中学校への分校・分教室の設置

- ・施策1は、特別支援学校の分校・分教室を市町村立小中学校へ設置していく計画から構成されます。これらの計画は、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を達成するために重要であり、また過密を解消するためにも必要です。
- ・交流及び共同学習を日常的に行なうことは、小中学校の児童生徒に教育的効果があるほか、障害のある児童生徒と居住地域とのつながりを強めます。また、分校・分教室が特別支援教育に関するセンター校的な役割を担うなど、施策1は市町村にとっても利点があると考えています。

＜計画＞

- (1) 平成24年度に分校・分教室設置要綱を作成し、協定を結ぶ市町村教育委員会の募集を始める。
- (2) 平成25年度に県教委は、設置要綱に基づいて募集に応じた市町村教委と協定を交わし、既存施設の有効活用を図りながら設置準備を進める。
- (3) 平成26年度より、市町村立学校に特別支援学校の分校・分教室を設置する。
- (4) 平成33年度までに、市町村立学校に合計で180人定員以上の特別支援学校の分校・分教室を設置する。